

平成２２年 第３回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

９番、松上議員の一般質問を許します。松上議員。

○議員 ９番 松上 宏幸君

９番、松上でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

２点ほど質問いたします。１点目は児童の虐待についてでございます。

厚生労働省が発表した統計によりますと、全国２０５カ所の児童相談所が０９年度に児童虐待として対応したケースは４万４、２１０件と、前年度よりも１、５４６件ふえて、過去最多になったと、このように報じております。また、全国の児童相談所で児童虐待の恐れがあるとして、保護者らに改善指導中に突然転居し、行方がわからなくなった児童が０５年度以降で９７人いると言われております。昨年だけでも３９名が不明になっております。

児童虐待防止法では、児童虐待が疑われる場合は保護者以外でも児童相談所への通報義務が課せられています。ところが、日々のニュースでも痛ましい事例が報告されており、０８年度に虐待死が疑われる事案は６４件、６７人もありました。１件でもあつてはならないのに、こんなに多くの子どもたちが亡くなっているのです。死亡に至らなかった虐待まで含めるとさらに人数はふえるでしょう。

さらに、ケース内のゼロ歳児が５９％を占めています。死亡したケースのうち、児童相談所がかかわったのはわずか１１％にすぎないと言われております。直近でも大阪のワンルームマンションで育児が嫌になり、２人を育児放棄して殺してしまったという事件や、母親が息子を殺した等々、痛ましい事件が発生しています。

かつては、大家族や地域のつながりの中で子どもが育ちました。しかし、核家族が進んで人と人のつながりが分断され、近所つき合いもほとんどないことが珍しくない現実が、このように多くの虐待死を防止できない背景にあると、このように指摘をされております。どうしたら、このような痛ましい事件が二度と起こらないようにすることができるのか、こうした認識に立って以下の点について質問いたします。

まず１点目は、芦屋町における児童虐待や育児放棄など現実的にあつたとか、あるいはそういう情報等が寄せられた事例がありますか。２点目が、もし児童虐待を察知したとか情報が提供された場合の対応や、対策はどのようにされたのか。３点目に、二度と大阪のような痛ましい事件を起こさないためにも、行政としてどのように対応すればよいとお考えか、お伺いいたします。

次に、２点目の高齢者の不明拡大について質問いたします。

東京都足立区で１１１歳になるはずの男性が白骨死体で見つかった事件をきっかけに、全国自治体が１００歳以上を対象に調査したところ、所在不明者が続出という驚くべき実態が明らかになっております。

かつては、100以上というだけで珍しかったのが、今では4万人を超えと言われており、20年後には27万になるとみられております。今のうちに所在確認をできる体制をつくっておかないと、大変なことにならないかと危惧されています。あの人がどこに住んでいるのか、生きているのか、亡くなっているのかという個人情報載った住民基本台帳や、戸籍がいずれも本人や家族からの申請による内容の信頼性が担保されている。

現在、不明者の広がりには性善説に基づいた従来の申請主義だけでは確認が難しくなった現状を物語っていると言われております。日ごとに件数がふえる高齢者の所在不明問題、背景には長寿社会の歪みも浮かぶが、高齢者福祉を担う行政の役割はどうあるべきなのかも問われております。そうした観点に立って、次の点について質問いたします。

まず1点目につきましては、芦屋町の100歳以上の高齢者の実態は把握されてますか。2点目、高齢者の見守り支援体制は確立をされてますか。

以上、2点について質問をし、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

まず、1点目の児童虐待についてお答えいたします。

まず、芦屋町における児童虐待の事例についてお尋ねですけれども、個別の事例について今ここでご報告するというのは問題があるということで、21年度中に起きた事例の件数についてご報告いたします。

児童虐待における通報の件数は、21年度中に7件の通報があっております。そのうち調査の結果、事実とは異なるものが2件ございましたので、実質的には5件の虐待の通報があっております。しかし、これらの通報については一般の住民の方から直接役場に通報があったというのではございませんで、民生委員の方であったりあるいは学校、福祉事務所などからの連絡に基づいて、こちらのほうが調査した結果によるものです。

内訳になりますと、児童虐待について分類しますと、先ほどからあっておりますとおり、死亡事故のつながるようなものについては、身体的虐待というふうなことになるかと思えます。それ以外に性的虐待、心理的虐待、あるいは育児放棄と呼ばれるネグレクトと一般に呼ばれているものでございます。21年度に通報がありましたこの5件については、すべてネグレクト、育児放棄によるものとなっております。

次に、児童虐待の情報提供を受けた場合の対応についてですけれども、以前は県の機関であります児童相談所がすべて対応をしておりました。しかし、対応件数の増加に伴いまして、法改正が行われ、平成17年度からは市町村も児童虐待の通報窓口となっております。軽微な事例については市町村で対応し、重篤な事例については児童相談所が対応するよう役割分担が図られております。

このため、市町村に虐待の通報があった場合、通報の内容にもよりますが、まず第一

に通報内容の事実確認を行うとともに、児童の安全確認を行います。その際に、児童の身体、生命に危険を感じるような重篤な事例であると判断した場合は、すぐさま児童相談所のほうに通報し、場合によっては一時保護などの措置をとるということになります。

調査をした結果、緊急性はないものの将来的には重篤事例になる可能性があるというふうに判断した場合は、要保護児童対策協議会のケース会議を開催し、その児童にかかわる関係者がそれぞれ持っている情報を持ち寄りまして検討会を開催し、児童相談所とともにその後の対策にあたるようにしております。

また、重篤な事例になる可能性の薄いケースについては、関係者、児童相談所と協議した中で市町村で対応し、場合によってはその後も継続的に見守りを行っていくことになります。

なお、先ほど申しました要保護児童対策協議会につきましては、法改正に伴い平成18年度に町に設置しました協議会で、学校、保育所、福祉事務所、児童相談所、警察署などなどのメンバーをもって構成しております。

それまでは、それぞれの児童虐待の案件に関しまして、個別に対応していたものを協議会全体の問題としてとらえて、各自が持っている情報を一元化した中で、対応策を協議するというような形を取っております。

次に、行政としての今後の対応ということになりますが、まず児童虐待の問題を困難にしていることの一つに、虐待を行っている親が自分はしつけをしていると思っているということが挙げられます。しつけと虐待の線引きというのは非常に難しく、自分が親から受けてきたものがベースになっておりますので、一般的にはこれは虐待であろうと思われるケースも、本人にとっては虐待と思っていないという場合が多くあるようです。

また、欧米では子どもは社会で育てるものという考え方が近年定着してきております。しかし、まだ日本ではまだまだ子どもは親が育てるものというふうな認識が高うございますので、外部からの干渉を嫌うという傾向がございます。

これらのことが事態を困難にしている一因と考えられるわけですが、大阪のような重篤なケースでは児童相談所での対応ということになろうかと思いますが、市町村で行うべき対策としては、虐待の防止、早期発見というところが市町村の主な役割ということになります。既に現在、住民課の健康づくり係などにおいて実施しております新生児に対する訪問指導の際や、乳幼児健診などの際に早期発見をしていただき、連絡を受けるといった体制はとっております。

また、未然防止策として、今年度開設しました子育て支援センターにおいて、育児についての正しい知識を身につけていただくための育児教室、あるいは子育てに悩む親に対する支援として育児相談などを実施しております。このような事業を通じまして、虐待の未然防止、早期発見に努めていきたいというふうに思っております。

ただ、児童虐待というのは家庭内で行われているということになりますので、行政だ

けで把握するということは大変困難なことになっています。虐待の早期発見には、近隣住民の皆さんや親族の方などからの通報が必要になろうかと思います。このため、虐待の疑いがある場合は、市町村まで情報提供していただけるよう、広報などを通じて啓発を行っていく必要があろうかと思います。

次に、高齢者の不明拡大についてでございます。

まず最初に、芦屋町の100歳以上の高齢者の状況につきましてお答えいたします。

芦屋町には現在100歳以上の高齢者が11名おられます。うち8名が特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所されておりまして、1名が病院のほうに入院されておられます。残り2名の方については自宅のほうで生活されておられますが、ショートステイなどのサービスを定期的に介護保険施設のほうで利用されておられますので、それらの施設のほうで利用を確認しておりまして、芦屋町において100歳上の方で所在不明の高齢者はいないというような状況になっております。

なお、芦屋町では100歳の祝い金というのを給付しております。広報などでも毎回掲載しておりますとおり、お祝い金を給付する際は町長みずからご自宅に出向いて、お祝い状とともにお祝い金をお渡ししておりますので、少なくともその際にはご本人とお会いしておるわけですが、今回のような報道を受けまして、改めてそれぞれの方について確認しましたところ、先ほどの申しましたような状況になっているということでございます。

次に、高齢者の見守り支援体制についてお答えいたします。

高齢者の見守りにつきましては、多くおられる高齢者の中でも特に必要となってくるのが、単身の高齢者ということになろうかと思いますが、この単身の高齢者の方の見守りにつきましては、現在民生委員の方が中心になって見守りをさせていただいております。民生委員の皆さんには毎年高齢者に関する情報を提供いたしまして、それをもとにそれぞれの高齢者の方の状況によって、定期的に訪問するなどの見守りをさせていただいております。

また、単身世帯に限らず、民生委員さん独自で把握されている情報をもとに、見守りが必要な高齢者夫婦世帯などについても同様の取り組みをさせていただいております。ただし、報道などにもありますとおり、訪問を拒否される世帯などもありまして、民生委員さんだけの取り組みでもなかなか難しいということもあろうかとは思っています。

また、芦屋町では高齢者に対する配食サービス事業を行っております。これはボランティア団体であります八朔の会のご協力をいただき、調理を行うことが困難になった高齢者世帯に対して、週3回お弁当を配達するというものですが、この配達には高齢者の方の安否確認もという目的もございます。本人に直接手渡していただいて、安否を確認するというのもやっております。

また、高齢になって何らかの介護が必要になるというケースがあろうかと思います。この場合は、介護保険でホームヘルプサービスやデイサービスを利用するということに

なる方もいると思いますが、その際にはこれらの事業所のホームヘルパーなりが安否を確認しているということになります。また、町以外の事業としまして、社会福祉協議会において実施しております愛のネットワーク事業というのがあります。これは、高齢者を自治区の皆さんで見守ろうというものですが、現在6つの自治区におきましてこの見守り事業が行われております。

また、同様に各地区の老人クラブにおきましても、愛の一声運動などの見守り活動も行われております。これらのさまざまな事業により、高齢者の見守りが行われているわけですが、これで十分というわけではないだろうと思います。やはり最後は地域の皆さんとともに、高齢者の皆さんを日々見守っていただくことが一番だろうかと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

では、2回目の質問に入らせていただきます。

虐待についても、高齢者についても大変手厚い事業が行われていると、このように承りました。その中で7件、実質的には5件の虐待があったということですが、その5件の虐待の理由といたしますか、なぜそうなったのかと、そういう分析はされていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

虐待が起こった理由につきましては、大きく分けて2つのケースがあります。1つは、母親であるケースが多いわけですが、うつなどの精神疾患によって子どもを十分にみることができない状態になっているケース。これが近年多く見られます。ですから、一般的に児童虐待というもので、子どもに危険が生じるというケースまではいかないんですけれども、子どもの面倒が十分見切れていないというケースがかなり多いようにあります。

また、もう一つのケースとしては先ほど申しましたように、保護者の認識によりまして、自分が受けてきた環境によりまして、そこまで手厚く面倒は見なくていいというような認識の親がおられます。こういうケースは自分もそこまで十分見てもらっていないから、これぐらいが普通だろうというところで起きるケース、大きく分けましてこの2つの要因が多いようです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

次に、こうした虐待といますかね、こういうのが起こらないようにするのが、やはりこれからの仕事だと思います。だから、そうした事実は事実で受けとめながら、その事実はどうしてそういうことが起こったのかということ、まず考える必要があると思います。

そうした具体的な対策の中で、今ほど広報等で通報のほう知らせているということでもございましたけれども、全国の児童相談所の共通電話番号というのがありますよね。これは0570064の000と、こういう非常に長い番号があるわけですが、特に今先ほど見られましたように、母やら身内じゃなくてもそういういじめといいますか、虐待を察知した場合には通報するようにということが義務付けられておるわけですね。

そこら辺の通報義務について、芦屋町として皆さんがどこまで周知しているのか、そういう周知徹底をされているのか、あるいはもしされてなければ先ほど広報と言われましたけれども、もう少し何らかの形で徹底するような方法は考えておられますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

現在住民の皆さんがどの程度その件についてご存じかというのは把握しておりません。そのため、今後あらゆるPR手段を通じまして、周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

その点については、ぜひ徹底をお願いしたいと思います。

次に、子どもを虐待しなければならないほど保護者がそこまで追い込まれているのか、虐待に至る原因を探り一つ一つ解決していかなければなりません。その対策として5つほど今から申し上げますが、まず1つ目は望まない妊娠に対する相談の強化、それから2つ目に妊婦検診や乳幼児検診の徹底と、その未受診者への訪問、3点目に保護者のメンタルヘルスの対応、4点目に育児能力の強化、5点目に攻撃性や衝動性を制御するためのカウンセリング等、こういう5つの点についてやらなければならないと、そういう問題指摘がされております。

確かに、非常に大変難しい問題だと思いますけれども、予算の関係や職員の対応など厳しいものがあると思いますけれども、今申し上げました5つの項目については日常業務の中で工夫を凝らせばできるのでないかと、このように私は判断をするわけですが、児童虐待を事前に防止し、幼い尊い命を守るためにもぜひとも行政として最大の対応をお願いしたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長、どうぞ。

○福祉課長 藤崎 隆好君

ただいま申されましたようなことについて、先ほどお答えしましたけども、検診、乳幼児検診あるいは乳児の全戸訪問などは住民課の健康づくり係のほうで実施していたいております。その際に、疑いのある方について、疑いのあるケースについては福祉課のほうに連絡していただくような体制はっております。

また、メンタルヘルスなどにつきましては、先ほど言いましたように子育て支援センターの事業の中で展開しているところです。それだけで十分カバーできているということにはなっていないんだろうとは思いますが、これらの事業を実施していることをPRしていく中で、利用の促進を図ることによって虐待防止に努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

米国の専門家の間でも児童虐待は貧困家庭に起きやすいと、このように言われております。日本でも経済的困窮と、その関係を裏づける調査結果が出ていますが、児童虐待は親が悪いと単純な見方でなくて、保護者、特に若年に保護者に精神的、経済的余裕のある生活環境を整えるには、やっぱり行政や地域のサポートがどうしても必要だとこのように言われております。

先ほども地域と協働してということですが、やはり行政がリードしてそういう対応をしていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

当然、これの対策というのは、行政が中心になって行っていくということになるかと思えます。ただし、先ほど申しましたように年々ケースというのはふえていっております。そのため、対応後のそれぞれのケースの見守りというのは地域の皆さん、特に現在は民生委員さんなどが中心になって見守りを行っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

大阪の事件では、児童相談所に3回通報があつて、5回自宅を訪問しているわけです。しかし、応答がなくて連絡先を書いた不在票を置いたまま帰ってしまったと。そのときはまだ扉の向こう側では2人の子どもが衰弱していたんです。だから、救えた命ではな

かったのかというような指摘もされております。07年度には児童相談所運営指針が改正され、虐待を疑われる通告には48時間以内に目視による確認をしないと。このように、義務づけられておるわけでありますが、どうも形式的な訪問にとどまっているケースが多いと、このように指摘もされております。これは児童相談所の問題かもしれませんが、これを他山の石として町行政事務においても真剣に職務に専念されていると思いますが、こと命にかかわる問題に対しては、特に真剣に取り組んでいただきたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

大阪の事例につきましては、ケースとしては危険な重篤な事例ということで、やはり市町村というよりも児童相談所の対応ということで、その対応がどうだったのかというようなご指摘もあります。

ただ、市町村の行わなければならない対応として、最初の状況確認ということがありますので、同じようなケースがあるということも想定はできます。なかなか1回訪問しただけで、状況がわからないというようなケースも実際にはあるかと思います。

その場合には、近隣の隣近所の住民の方に確認するということができるればいいだろうと思うんですけども、場合によってはなかなかそうすることによって、また仮に誤った情報であれば、逆にご本人に迷惑がかかるというようなこともありまして、なかなか説明の仕方自体が難しいというようなこともあるようです。

ただ、そうは申しましても危険因子が潜んでいるということであれば、その辺は十分な情報収集などを行っていく必要があったんだろうと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

確かに、この問題はプライバシーの関係もありますので、なかなか立ち入った取り組みが難しいということはよく言われておるわけでありますが、ただ親子関係を修復するのが児童虐待対策の最終的な目標と、このように言われておるわけで、困難なケースでも修復に執着する余地踏み込みが甘くなっているかと、こういう指摘もあるわけです。

したがって、制度だけでなく現場の職員の力量を高め、生きた活動を促す研究や取り組みがもっと必要だと、このようにも指摘されております。芦屋町役場ではそういう児童虐待について職員に対する指導、教育はされていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

現在、この児童虐待についてはベテランの職員で今対応しているわけですが、現在児童相談所であったり、県のほうで行われております研修等に参加して、その能力の向上に努めているところであります。

ただ、こういう難しい事例といいますか。なかなか若い職員でこれが対応できるかというとなかなか難しい面もあろうかと思えます。今後、職員の平均年齢も全体的に下がってきているような状況の中で、この辺を克服していかなければならない状況であろうかとは思いますが、これも経験を積んでこなしていくこと、ケースをこなすことによって技量を上げていくということをしなければ、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

この件の質問については最後になりますが、最後に町長にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

育児が嫌になった、子どもなんかいなければいいと思うようになったと、2児を部屋に置き去りにした、大阪の母親はそういうふう供述をしているそうであります。貧困や孤立と並んで、親の未成熟が虐待の一要因に挙げられています。かつては未成熟な親をバックアップする親族や地域社会が存在しましたが、それらが希薄化している今、里親やファミリーホームなど整備し、未成熟な親にかわって虐待される子どもを育てられる場を充実させることが必要だと、このように指摘をされておりますが、社会全体で子どもを育てるという観点から、町長としての考え方をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に今の世の中を反映した大事なご質問をされておるわけですが、本当にあの大阪のあの事件というのは、我々の中では考えられないような事件があったわけですが、今ずっと松上議員の質問をお聞きしておる中で、やはり近所が余りにも無関心、このことが私は大きな要因ではないかと思っておるわけであります。この大阪の事件でも、恐らく近所の方がもう少しこの子見ないねと、最近見ないねというようなそういう関心があれば、恐らくそういうとはなかったと思うんです。今現在、手前味噌になりますが、芦屋町いつも口すっぱくして私願いしておるんですが、自治区加入率が非常に低うございます。

それで、区長さん方をお願いして、何と未加入者に自治区に入っていて、結局コミュニケーションをとる、そうすればそういうような今松上議員がるるお話ございま

したような、子どもに対しまして関心を持つ、我が子はもちろんなんですが、隣近所の子どもに対しても関心を持つのではないかと考えております。

最近、通学指導の方、たくさんにいらっしゃいます。ボランティアの方で。非常に頭が下がる思いなんですが、最近通学指導をしていただいている方とお話したら、すべてその子の顔と名前ご存じなんですね、毎日お会いするから。

だから、芦屋町も今いろんな形の中で母親の悩み、子育てとの悩みということで、精神的な悩みが解決、相談ができるような形という中でボランティアセンター等々、子育て支援センターつくらせていただいております。それから、ボランティアセンターそういうふうないろんな形の中、これやったら自分もお手伝いできるよというような形の中で、ボランティアセンターもつくらせていただいております。

やはり、町を構成するのは区であります。区のコミュニケーションというのは一番いろんな形の中で、松上議員、後で後段にありますお年寄りの、高齢者の問題でもそうありますし、やはりこのことが一番大きな解決策ではないかと思えます。今後も自治区の区長さん方に対しましては、いろんな形の中でお願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

どうもありがとうございました。次は、2点目に入ります。

今ほど説明を受けまして、芦屋町における不明者はいないとのこと。また、100歳についてもちゃんと対面をして確認していると。そして見守り体制も確立されておると。こういう話を聞きまして、大変ありがたいなと、このように考えております。

ただし、これからは急速に高齢化が進む中で、よりきめ細かな対応が求められております。行政機関において福祉サービスを決めていた措置のころは、市町村の福祉事務所がそれぞれ高齢者宅を訪問して健康状態や暮らしぶりを調べ、援助台帳をつくっていました。しかし、介護保険制度では、高齢者が事業者と契約して福祉サービスを受けるのであって、行政の直接的な関与が大きく後退をしたと言われております。この点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

ご指摘のとおり現在、高齢者の介護につきましては介護保険制度のもとで行っておりますので、契約に基づいてそれぞれの高齢者の方が自分の望んだサービスをそれぞれの事業所と契約を交わすことによって、サービスを受けるというような状況になっておりますので、そのサービスを受けないということになれば、行政のほうでその辺を把握で

きない、しにくいというような状況があることは事実であろうかと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

芦屋みたいな小さな役場ではないと思いますけども、所在不明を区役所に連絡したところ、役所内で情報が伝わらなかった例があると、このように言われております。それは、住民基本台帳は総務省、戸籍は法務省、年金は厚生労働省というような縦割りの中で、この弊害が自治体の中にも情報伝達に影響していると、このように言われておりますが、先ほど言いましたように芦屋町の役場内ではこうしたトラブルは何もないですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

庁舎の移転の関係で、機構改革に伴いまして高齢者担当のほうで役場の本庁のほうに戻ってきております。私も、それ以降の担当ということなので、それ以前の状況はちょっとわからないんですけれども、現在ではそれぞれお互い連携した中で、仮に状況がわからないというようなケースがあれば、住民課に行ってすぐに確認するというような体制はありますので、十分連携はできているというふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

次に、独居の高齢者や認知症になった夫婦だけで暮らしている世帯も珍しくなくなつたと、このように言われております。特に、高齢者の安否の確認を含めた権利擁護や年金の搾取や悪質商法被害などにも遭わないためにも、また災害時の所在確認のためにも行政として高齢者を見守る体制を飛躍的に拡大すべきだと、このような指摘もされておりますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

現在、先ほど申しましたとおり、民生委員さんのほうで現場レベルで、見守りをしていただいているというような状況なんですけども、これを系統的に町のほうで一括管理するというようなことも、今後検討していく必要はあろうかと思います。

現在のところは、1万6,000人くらいの人口規模の町ですので、そこまで経費をかけてといいますか、投資をした中でそういうシステムをつくり上げていくかどうか、費用対効果の部分で今、検討は行っているところなんですけれども、将来的にはそういった

ことも視野に入れて考えないといけないというふうには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

独居の高齢者でなくて、家族で住んでいるので安心だと思われた人が、最近ではむしろ住所が不明になっているという人があらわれています。また、年金を不正受給していた男性は、父親の介護で仕事をやめ、父の年金で父親と2人暮らしをしていた。父親が死んだら年金が入ってこない、仕事もない、それでそのままにして年金を受給していた。親戚も相手にしてくれない、近所の人も知らない、話したこともないし相談することもできなかった。仕方なくそうするしかなかったと。この前のNHKの放送でこのように本人が述べておりました。

まだ行政とか地域が支え合い、声かけ合っていればと悔やまれますと、この解説者も述べておりました。芦屋町では、区によっては民生委員が配置されてないところもあるようですが、早急に配置し、見守りを強化する必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

おっしゃるとおり、現在民生委員が配置されてない地区が2地区ございます。その地区については、現在それぞれの地区でできる方を探しているところではあるんですけども、近年の報道で民生委員の方の役割の重さといいますか、その辺が伝わっていることもありますように、なかなか手といいますか、なっいただく方も少なくなってきました。そうは申しましても、現在民生委員の皆さんにある意味頼っているような状況もありますので、なるべく早急に決定していかないといけないというふうな認識を持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

一つの区については、もう去年から設置してくれという要望もかなり区のほうからも出ておったようでありますので、これはもう何としてもこういう時代ですから、早急に配置していただくようお願いしておきたいと思います。

これまた最後になりますが、町長に一つお願いします。今回の高齢者不明問題は、長寿社会の進行で、親も子も高齢になって家族のつながりが薄れたり、都会を中心に地域のきずなが弱まっている現実が改めて浮き彫りになったと指摘をされております。児童

虐待と同じで、まずは家族や地域で安否や所在など情報を共有し、心配なときは声をかけ合えるような、支え合いのある社会を構築する必要があります。地域共同体を行政だけではなく、社会全体で支える理念として、人が人を支え合い役に立ちあう概念として、昔近所の人たちが数件集まって家族ぐるみで助け合いをしながら田植えをしていた事実を伺いました。その結の精神の復興が必要だと、このように指摘をされております。その精神でお年寄りを地域で支え、住民が助け合う場を意識的に育てなければなりません。その旗振り役として自治体の活動は不可欠であると専門家も指摘をしております。

最後に町長の考え方をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど申し上げたとおりでございまして、やはり自治区が基本となるわけでございます。一たん先日防災訓練行わせていただきました。これは、ある意味でそのような自治区のいわゆる加入促進をしていただきたいという意味もあったわけでありまして。町民の安全安心、やはり町民の自治区の皆さん方がその区の独居老人、お年寄りのご夫婦をいかに安全な場所に避難させるか、そのことによって自治区はやはりお互い助け合っているかなければいけないんだなということに気がついていただきたいという意味も合ったわけでございます。松上議員の言われるとおりであります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、松上議員の一般質問が終わりました。